

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成12年葉山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和元年11月28日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険条例（平成12年葉山町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「平成31年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の葉山町介護保険条例第5条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

介護保険法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

（1）令で規定されている保険料の減額賦課の基準が改正されたことに伴い、第 1 号被保険者について、令和 2 年度の保険料率を次のとおりとすることとした。

- ① 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 21,600 円
- ② 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 33,120 円
- ③ 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 40,032 円

（2）その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

（1）この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

（2）この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

葉山町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号 (保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 28,800円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 40,320円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 41,472円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 54,720円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 57,600円 (6)～(14) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「33,120円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「40,032円」と読み替えるものとする。</p>	<p>○葉山町介護保険条例 平成12年3月31日条例第9号 (保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 28,800円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 40,320円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 41,472円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 54,720円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 57,600円 (6)～(14) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度の保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「33,120円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「40,032円」と読み替えるものとする。</p>